

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会

歳末たすけあい地域福祉活動助成金 申請の手引き

《令和 7 年度申請・令和 8 年度使用分》



社会福祉法人 日野市社会福祉協議会

〒191-0062 日野市多摩平 2-8-9

TEL 042-582-2319 FAX042-583-9205

URL <http://www.hinosuke.org>

1 対象団体

日野市内に住所を有し、共同募金運動の趣旨に賛同する当事者又は利用者が5人以上いる、地域福祉の向上を図ることを目的に活動している次の非営利団体

- (1) 当事者団体または家族会
- (2) 地域福祉活動を推進する団体
- (3) ボランティアグループ
- (4) NPO法人

2 配分対象事業

地域福祉の向上に資すると判断でき、寄附者の信頼に応えられる次のいずれかの事業。

1 団体につき、目的を1つとした事業の申請に限ります。

- (1) 研修・講演会事業
地域住民を対象とした講座や講演会、イベント等の開催経費
- (2) 広報・啓発活動事業
案内チラシやパンフレット作成等の経費
- (3) 調査・研究事業
地域福祉に関する調査、研究活動経費（福祉マップ、防災マップ作成等）
- (4) 備品整備事業
利用者又は当該施設・団体が使用し、当該施設・団体の活動促進を図るために必要な備品購入経費
※使用が不確定な防災備品等や消耗品は除く。

【対象除外】

- ① 会員等の互助共済を主目的とする事業（例：会員のための勉強会、役員会など）
- ② 事業の経営が政治・宗教等に利用されている事業、又は営利のために行っているとみなされる事業
- ③ 人件費・光熱水費等の運営費や飲食費等
- ④ 地域住民からの信頼性に欠ける事業
- ⑤ 助成金決定前に既に着手している事業
- ⑥ 歳末たすけあい募金の配分金によるものであることを明確に表示できない事業
- ⑦ 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業の自己負担分

3 予算額 105万円

4 配分申請額

- (1) 1 団体あたり 10 万円を上限（千円未満切捨て）
- (2) 総事業費の 75 %以内
- (3) 配分申請額が、そのまま配分決定額とはなりません。前年度地区募金実績や申請状況等により、配分の可否・配分決定額が決まります。

5 申請書式

- (1) 地域福祉活動助成金申請書（第 1 号様式）
- (2) 会則等またはグループ・団体概要
- (3) 事業計画書（備品整備事業の場合、不要）
- (4) その他（見積書、パンフレット等）

	研修・講演会事業	広報・啓発活動事業	調査・研究事業	備品整備事業
申請書	○	○	○	○
会則等	団体の会則 ※会則がない場合、「グループ・団体概要（新規・継続）」をご提出ください。 ※以前の申請時から変更がない場合、その写しでも可。			
事業計画書	○	○	○	×
その他	事業実施に係る見積書等			・2 社以上の見積書

※インターネットでの見積書も可。カタログは不可。

6 申請方法

- (1) 申請書類をホームページもしくは窓口にて取得してください。
- (2) 原則郵送。ただし直接持参される場合は、事前に連絡の上日程調整をしてください。その際、申請書類の確認をさせていただきます。

7 助成の決定の可否について

令和 8 年 3 月に決定の可否を文書にて通知

8 助成金の交付について

令和 8 年 4 月中に指定口座に送金

9 事業実績報告について

事業終了後、事業実績報告書並びに収支報告書を速やか（おおむね 30 日以内）に提

出してください。

10 交付決定の取り消し及び助成金の返還

次のいずれかに該当するときは、既に交付決定をした助成金の全部又は一部の取り消すことがあります。

- (1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を交付目的以外に使用したとき
- (3) 事業を中止したとき
- (4) 団体が当該年度中に解散又は、継続不能になったとき
- (5) 事業実施時において、助成金申請時より総事業費が下回ったとき

11 その他

- (1) ご記入された個人情報は、助成金に係る通知・連絡等にのみ使用いたします。了承を得ることなく第三者への提供はいたしません。
- (2) 助成金の審査に関わる事項については、正当な理由がない場合を除き公開することはできません。
- (3) 赤い羽根共同募金地域配分（B配分）およびサロン活動助成との併用はできません。

受付窓口

日野市社会福祉協議会 総務係

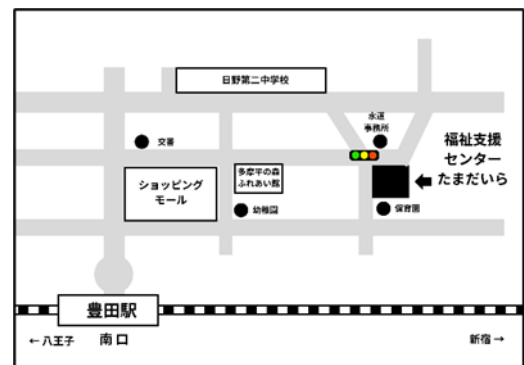
〒191-0062

日野市多摩平 2-8-9

日野市福祉支援センターたまだいら内

TEL 042-582-2319 FAX 042-583-9205

メール soumu@hinosuke.org



受付期間

令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）まで

※原則郵送。